

# お盆前後の高速道路料金特別割引について

8月のお盆前後に、トラックを対象とした高速道路料金の特別割引が下記の通り実施されることになりましたので、是非ご活用ください。

**1. 適用日** 8月3日(月)～5日(水)、10日(月)～12日(水)、17日(月)～18日(火)の8日間

**2. 対象車種** ETC利用のトラック(中型車※以上)  
※「中型車」は高速道路料金車種区分の「中型車」で2トンクラス車も対象となります。(下表参照)

**3. 割引内容** 終日5割引

**4. 適用区間** 東・中・西日本高速道路会社および本州四国連絡高速道路会社の高速道路のすべての区間(注)。距離制限はありません。

**5. その他** 8月6日(木)、7日(金)、13日(木)、14日(金)は、乗用車対象の休日特別割引(千円均一)が拡大適用され、混雑が予想されますのでご注意ください。

8月	トラック(中型車以上)		乗用車(普通車以下)	
	現行	追加	現行	追加
1 土	通勤深夜5割引		休日特別割引	
2 日	通勤深夜5割引		休日特別割引	
3 月	昼間3割、通勤深夜5割	終日5割引	昼間3割、通勤深夜5割	
4 火	昼間3割、通勤深夜5割	終日5割引	昼間3割、通勤深夜5割	
5 水	昼間3割、通勤深夜5割	終日5割引	昼間3割、通勤深夜5割	
6 木	昼間3割、通勤深夜5割		昼間3割、通勤深夜5割	休日特別割引
7 金	昼間3割、通勤深夜5割		昼間3割、通勤深夜5割	休日特別割引
8 土	通勤深夜5割引		休日特別割引	
9 日	通勤深夜5割引		休日特別割引	
10 月	昼間3割、通勤深夜5割	終日5割引	昼間3割、通勤深夜5割	
11 火	昼間3割、通勤深夜5割	終日5割引	昼間3割、通勤深夜5割	
12 水	昼間3割、通勤深夜5割	終日5割引	昼間3割、通勤深夜5割	
13 木	昼間3割、通勤深夜5割		昼間3割、通勤深夜5割	休日特別割引
14 金	昼間3割、通勤深夜5割		昼間3割、通勤深夜5割	休日特別割引
15 土	通勤深夜5割引		休日特別割引	
16 日	通勤深夜5割引		休日特別割引	
17 月	昼間3割、通勤深夜5割	終日5割引	昼間3割、通勤深夜5割	
18 火	昼間3割、通勤深夜5割	終日5割引	昼間3割、通勤深夜5割	
19 水	昼間3割、通勤深夜5割		昼間3割、通勤深夜5割	
20 木	昼間3割、通勤深夜5割		昼間3割、通勤深夜5割	
21 金	昼間3割、通勤深夜5割		昼間3割、通勤深夜5割	

(注)本州or四国～淡路島を利用する場合の淡路島外区間については3割引

トラック(中型車以上)において、休日に「通勤深夜5割引」とありますが、本四では「深夜3割引」が適用されています。

## < 高速道路料金車種区分 >

(赤色が割引適用対象)

車種区分	自動車の種類	車種区分	自動車の種類
軽自動車等	・軽自動車 ・二輪自動車(側車付きを含む)	大型車	・普通貨物自動車(車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、および車両総重量25トン以下[ただし、最速軸距5.5メートル未満または車長9メートル未満のものについては20トン以下、最速軸距5.5メートル以上7メートル未満で車長が9メートル以上のものおよび最速軸距が7メートル以上で車長9メートル以上11メートル未満のものについては22トン以下]かつ4車軸) ・バス(乗車定員30人以上または車両総重量8トン以上の路線バスおよび車両総重量8トン以上で、乗車定員29人以下かつ車長9メートル未満のもの) ・トレーラ(けん引普通車と被けん引自動車[2車軸以上]との連結車両、けん引中型車と被けん引自動車[1軸車]との連結車両およびけん引大型車[2軸車]と被けん引自動車[1軸車]との連結車両)
普通車	・小型自動車(二輪自動車および側車付き二輪自動車を除く) ・普通乗用自動車 ・トレーラ(けん引軽自動車と被けん引自動車[1軸車]との連結車両)		
中型車	・普通貨物自動車(車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下のものおよび被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラックターで2車軸のもの) ・マイクロバス(乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満のもの) ・トレーラ(けん引軽自動車と被けん引自動車[2車軸以上]との連結車両およびけん引普通車と被けん引自動車[1軸車]との連結車両)	特大車	・普通貨物自動車(4車軸以上で、大型車に区分される普通貨物自動車以外のもの) ・トレーラ(けん引中型車と被けん引自動車[2車軸以上]との連結車両、けん引大型車と被けん引自動車との連結車両で車軸数の合計が4車軸以上のものおよび特大車がけん引する連結車両) ・大型特殊自動車 ・バス(乗車定員30人以上のもの、または車両総重量8トン以上で車長9メートル以上のもの[いずれも路線バスを除く])